

滋賀県教育振興基本計画策定委員会 第2回会議 議事録

日 時

平成20年8月12日(火) 13:30 - 16:30

場 所

大津合同庁舎 7階7 - B会議室

出席者

出席委員：秋山元秀委員長、吉見静子委員、宇野一枝委員、辻 淳夫委員
岩崎洋子委員、荻田久篤委員、小巻おさみ委員、護法良憲委員
森岡優子委員、細川英子委員、文室淑美委員、高田利江子委員
寺村銀一郎委員、宇野正信委員、山田義和委員、北村美栄子委員
藤丸厚史委員

(欠席委員：谷口久美子副委員長、山中康裕委員)

教委関係者：末松教育長、寺田教育次長、西村管理監、森教職員課長
山口福利課長、北村学校教育課長、荒川学校教育課主席参事
森野特別支援教育室長、北川人権教育課長、関生涯学習課長
山田文化財保護課長

知事部局関係者：岡地総務部総務課参事、村田子ども・青少年局副参事

事務局：中村教育企画室長、猪田教育総務課企画員、森教育総務課参事
(教育総務課) 笹山主査(教育企画室)、吉田主任主事(教育企画室)

傍 聴：4名

内 容

開 会

出席者報告

資料確認

委員長：今年の夏は記録的な猛暑で、大津駅からここまで歩いてくるだけで、汗でぐっしょりになってしまいました。本日は策定委員会の第2回会議です。長時間ですが、どうぞよろしくをお願いします。

議事に入ります前に、議事録についてですが、本日配付の資料の中に、第1回会議の議事概要と議事録がございます。会議の手順の中で、議事録を承認するという行為はいたしません。各委員には事前に確認していただいていますし、これが第1回会議の議事録であるということで、既に公開もされています。

1 前回欠席委員の自己紹介・活動紹介

委員長：第1回会議を欠席された3名の委員が本日はお越しです。前回会議では、各委員に自己紹介と、教育についての意見をお一人ずつ述べて頂く機会がありましたので、

前回御欠席の3名の委員の方からも、御自身のことや「教育振興基本計画」に対するお考えなどを一言ずつ述べて頂きたいと思います。名簿の順でお願いします。

委員：私は、現在文化財関係の仕事をしています。滋賀県立短期大学の時代に、3年間ほど建築学科に在籍して、その後、岐阜女子大学の家政学部住居学科で、主として建築の歴史と意匠デザインについて講義をしていました。定年でリタイアした後は、滋賀県内の各地の町史にかかわっています。伝統的な住まいについての調査研究を今も行っていきます。

文化財に関する現状を見ていますと、小さい時から常に地域の文化に接しながら、そして自分たちもその担い手であるのだということを、地域の中で、家庭の中で、学校の中で、知らず知らずのうちにきちっと身につくような教育をしてほしいと思います。そのことが地域を愛し、地域を育む力になるのだと、いろんな場面で体験していますので、本当にそう思います。

委員長：続きまして、委員は、栗東市教育委員会教育長をされていますが、政府の中央教育審議会の委員もなされていますので、関連の情報を出して頂く機会もあろうかと思えます。よろしくをお願いします。

委員：私は、38年間の教職経験の中で、小学校で28年間、そして終盤は幼稚園教育、男女共同参画、それから中学校、教育行政の場で10年間勤めてまいりました。退職してからは虐待防止にかかわる仕事をして、現在は栗東市の教育長の立場で2年余りが過ぎたところです。

どれもが中途半端で、何を残したのか自分でははっきり申し上げられませんが、県の教育振興基本計画に基づき、栗東市の計画もつくらなければなりませんので、しっかり学びたいと思っています。

委員：滋賀県公立高等学校PTA連合会の会長をしております。高等学校は中等教育の後半ということですが、思春期の大切な時期に子どもたちが育つ環境を親と先生方が一緒に考えていこうということで、昨年教育委員会とPTAとで、携帯電話に関する調査を行いました。携帯電話などのフィルタリングについては、誤解されているかもしれませんが、使用をすべて止めさせるのではなく、子どもたちが自覚を持って、親との約束の中で正しく使っていこうとするものです。ただ有害サイトについては公的なところがきちりと監視すべき、というのが考え方の本質です。

この1年間は、京都大学の先生方に御参加頂き、私たち親が子どもだった時代と今の子どもたちと比べてどうか、アンケートをとったりしながら、これからどのように彼らを育成していくかを考えています。

個人的な話になりますが、私はこの滋賀県から出たことがありません。1953年に生まれてから、全く家から出たことがありません。非常に見知が狭いかもしれませんが、前回会議の議事録を読ませて頂きまして、皆さんのすばらしい業績に比べますと、一サラリーマンとして一人の親として、教育に携わっているだけなので、突飛な意見を言うかもしれませんが、寛容に受け止めていただいて、どうか1年間よろしくをお願いします。

2 議題：滋賀県教育振興基本計画答申 骨子案（検討素案）について

委員長：本日の会議から計画の中身について本格的な審議を始めることになるかと思いません。事務局から案内がありましたように、資料1の前半の部分で、たたき台になる骨子案を作成しております。前回会議でかなり突っ込んだ御意見を頂きましたが、本日はいきなり何も無いところから議論を積み上げるのは難しいので、とりあえずは私と事務局、そして本日御欠席ではございますが副委員長の意見をいただいたうえで、お手元の資料を作成しました。これを検討の素材にして、十分に御議論頂き、その御意見を取り入れながら骨子案をたたき上げ、積み上げていきたい、とそのように考えています。

骨子案の内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局より「滋賀県教育振興基本計画 答申 骨子案（検討素案）」について資料に基づき説明

委員長：全体を通して説明頂きましたが、中身をどう書いていくかという議論は後にして、まずは全体の構成とか、あるいは項目の立て方とか、使っている言葉などについて、御質問をお聞きするところから始めましょうか。どうぞ御遠慮なく、どの部分からでも結構ですので、ただいまの説明に対しての御質問等ございませんか。いかがでしょうか。

委員：13頁では、子どもたちの「生きる力」を学習指導要領に基づいて、「知・徳・体のバランスのとれた力」としてしています。しかし、16頁からの「子どもたちの『生きる力』を育む」の中項目は、「1 基礎・基本の徹底を図り、個性を伸ばす」、「2 自ら学び、自ら考え、行動する力を育む」、「3 豊かな人間性と社会性を育む」、そして「4 自然と共生する力を育む」が滋賀県らしい教育という説明があったのですが、「生きる力」を「知・徳・体」とするなら、18頁で「体力向上と健康の保持増進」が「3 豊かな人間性と社会性を育む」の(5)に入っているのはいかがなものでしょうか。「体」について、新たに4番目の大きな項を起こしてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長：事務局はいかがですか。

事務局：「知・徳・体」で分けるということも考えましたが、事業の分量からして、「体」だけで項目を立てるのが難しかったということが一つと、例えば、環境学習などについても「体」がかかわってくると考えて、「体」で整理してそこに自然学習が入ってくるのもバランスが悪いかということで、案として現状の整理をしたところです。これは、計画の本質にかかわる部分ですので、この委員会の中で御議論頂きたいと思えます。

委員長：「子どもたちの『生きる力』を育む」、「社会全体で子どもの育ちを支える」、「生涯学習社会づくり」という3つの観点の基本目標ということになっていまして、その基本目標を踏まえた5年間の具体的な施策と目標が、16頁以降で整理されています。「知・徳・体」という「生きる力」の基本である3つそれぞれに対応する形で、

5年間の施策を整理した方が良いのではないかと御意見ですね。確かにそういう観点もあると思います。

委員：私も同じように思います。なぜ体力が「豊かな人間性と社会性を育む」の5番目なのかなと思いながら読んでいました。分散しているような感じがします。新たに大きな項を起こしていただいた方が「知・徳・体」となってよいと思います。「体育」は大事だと思います。

委員長：いろいろな課題とそれをまとめるキーワードとが一致してないところは、他にもあるだろうと思います。第3章の「今後5年間に取り組むべき施策と目標」の組立ては、かなり具体的な課題が先にある、つまり小項目の方が先にある、それを中項目や大項目でまとめていっているという形のようなのです。例えば17頁の「自ら学び、自ら考え、行動する力」の中に、「情報活用能力・モラルの育成」や「国際教育の推進」がありますが、どのようにうまく整合性を持たせるのか、私ももう一つうまくいかない部分があるのではないかと気がしているのですが。

そういった点をどんどん出して頂きたいと思います。今のお話は「3 豊かな人間性と社会性を育む」という中項目に「(5) 体力向上と健康の保持増進」が入っていて、果たして座りがいいのでしょうか、ということですね。

委員：14頁から15頁にかけて、基本目標の「社会の教育力を向上するための視点」として、「企業の力を活かす」ということが書いてありますが、ここで障害者の雇用について、全く触れられていません。「自立(律)」ということも含めまして、企業側に障害者への理解と雇用促進ということを盛り込んで頂けると、障害者を持つ保護者としてはありがたいです。

委員長：まだ書いてあるのはほんの2～3行だけでして、実際の中身は膨らんでいくはずだと思いますが、いかがですか。

事務局：ここで書いていますのは、「教育」へのかかわりの中で「企業の力を活かす」という意味ですので、雇用についてここで書くのがいいのか、青少年の雇用環境についての話もありますので、それを受けて別のどこかで書かせて頂くのがいいのか、ということもあるかと思います。そのあたりも含めて御議論頂きたい。

委員長：ここは基本目標について記載している部分であって、「社会全体で子どもの育ちを支える」ということを県民全体で、あるいは一人ひとりの県民と企業という社会的な存在のものと合わせて一緒に考えていきたいと思いますという基本目標の視点だと思います。具体的な施策をどこに書くかということはこれから考えていくことでしょうか。

委員：計画の中に滋賀県らしさをどのように出していくかということですが、19頁の「4 自然と共生する力を育む」や「びわ湖フローティングスクール『湖の子』」などは、私も非常に共感するところです。ただ、全般的に見ますと、国の教育振興基本計画に基づいて作成されているのは当然ですが、より滋賀県らしい特色を出すべきではないでしょうか。滋賀県には、近江商人の心や中江藤樹先生の非常に優れた教えなどがあるわけですから、それらを取り入れて滋賀県らしさをもっとちりばめた計画にしてほしいと思います。もっと教育で地方の力を出せないかと強く思っています。

委員：今の御意見に関連して、19頁に「4 自然と共生する力を育む」が出ていますが、「地域の文化を活かした教育」が、「3 豊かな人間性と社会性を育む」の中に入るのかなと思いながら読んでいました。

私はこれまで滋賀県の文化財にかかわってきましたが、滋賀県には今も生きた地域の豊かな文化があります。

例えば、日野祭であるとか、長浜曳山祭であるとか、地域にいろんな祭があって、そして、その中で子どもたちが育っていく、祭を通して地域の子どもを地域が段階的に育てていくというしくみがきちっとあるわけです。それが地域と共に育っていくということであって、23頁の「3. 生涯学習社会づくり」の中に「(6) 地域の歴史文化資産に親しむ機会の充実」という項目がありますが、そのような記述がもう少し出てくればよいのと思います。

委員長：ありがとうございます。あちこちに関連する項目が出てくるのですが、これをどのように柱立てをするかなんですね。

委員：特別支援教育に関してですが、障害のある子ども本人に対する指導支援については16頁に項目がありまして、一応今の素案で取り込まれていますし、計画案でも恐らく記載されるのだと思うのですが、共生社会を目指すという観点から見ますと、当事者だけを育てていたのでは、障害のある人が18歳以降に地域で当たり前で生きていこうとしたときに、なかなか周りからの支援が得られていないというのが実態なんですね。それに対して、じゃあ、教育の分野でどうするのかを考えますと、例えば特別支援教育の分野で「交流および共同学習」という言葉がありますけれども、障害のない人への働きかけも必要ではないかと思っています。

当事者に対する指導は、特別支援学校であったり、特別支援学級であったり、あるいは、通常の学級でも発達障害のある人に対する支援の取組が始まったところなのですが、障害のない子どもたちに対してどのように取り組んでいくのか。それがないと、結局当事者が18歳以降地域で孤立することになってしまうのではないのでしょうか。そのような取組をどこに入れればいいのか、私も読ませて頂きながら、なかなかいい方法が思い浮かばなかったのですが、そのような観点は全く出ていないように思いましたので、入れて頂きたいと思っています。

委員長：第2章の基本理念のトップに「共生」というスローガンが挙がっていて、長期的には共生社会を目指すということなのでしょうが、5年間に取り組む課題として、どのように書き込んでいくかでしょうか。どのようにするといいと思われませんか。

委員：特別支援教育では「交流および共同学習」という言葉が出てくるのですが、「交流」については、障害のある人だけでなく、お年寄りであったり、外国の人であったり、あらゆる交流があると思うんです。共に同じ場で学ぶという共同学習についても、同様に様々あると思うんですね。「交流および共同学習」という文部科学省が使っている言葉をそのまま使うのがよいのかどうか分かりませんが、そのような項目を挙げることによって、障害のない人や子どもたちの側からも働きかけていくんだということを打ち出していけないかなあ、と思っています。入れるならば、18頁の「3 豊かな人間性と社会性を育む」に入れることになるかと思っています。

委員長：「豊かな人間性と社会性を育む」の中に、「(4) 人権教育の推進」だとか「(3) 勤労観の形成と職業能力の向上」だとかが入っていますが、これは難しいですね。項目を細かく分けすぎても記述がバラバラになってしまいますし、かといって、大きくりにしてしまうとポイントが分からなくなります。このあたりの書き方だと思うんですけどね。

委員：先ほど、近江商人の話などしましたが、滋賀の歴史認識ということですね。地方分権が進み、平成の大合併があり、市町村が50から26になりましたね。さらに今後は道州制の問題もあります。広域行政になるならばなおさら、滋賀というものに対する子どもたちの認識、滋賀の歴史認識をしっかりと教育しておくべきではないかと思えます。それがわが郷土を繁栄させ、友情、連帯、親子の関係などいろんな面に影響するのではないのでしょうか。広域行政になることで心配なのは、地域の集落が希薄になってしまうことです。滋賀の歴史、びわ湖のもつ特性、環境が特徴ある滋賀の教育の柱になるのではないかと考えています。

委員長：19頁の「4 自然と共生する力を育む」を滋賀県らしさのシンボルとして、びわ湖や滋賀の自然を取り上げているわけですが、広い意味で言いますと自然だけでなく歴史文化なども材料にしてと言いますか、これらを活かしながら、人間性や社会性を育てていくということなのでしょうね。横の軸と縦の軸のつながりだと思うのですが、これをどのように表現していくのかですね。例えば、食育でも、鮎ずしをはじめとする豊かな伝統文化が教材になるわけです。

(1) 計画の全体構成について

委員長：御質問頂くというのは以上にしまして、既に中身に立ち込んだ議論になっていると思いますので、今後の審議の進め方としては、まずは全体の構成ですね、資料1の1頁の「構成(案)」、つまり、まず「はじめに」があって、「第1章」「第2章」「第3章」「第4章」があるという構成です。2頁には、「基本理念」と「基本目標」、そして「今後5年間に取り組むべき施策と目標」等を詳しく書いたものがありますが、「はじめに」「第1章」「第2章」「第3章」「第4章」の構成について、いかがでしょうか。このあたりは国の教育振興基本計画の構成に基づいているわけですが、まず現状分析、その次に10年間の長期的な目標、第3章では5年間のやや短期的な目標、という構造をとりながら、記述の中身は当然委員会で議論していくわけですが、大枠としていかがでしょうか。こんなところで進めていくといいですか、逆に言いますと、ほかの方法がそうないのではないかという気がします。全体の構成について、御意見を頂けますか。

委員：2頁の図を見ながら聞いているのですが、これは今話のあった内容を図にまとめたものだと理解してよろしいですね。この図によると、まず「基本理念」があってその下に、目指す「基本目標」があって、その下に、基本目標をベースにした個々のテーマがあるのだと思うのですが、これがもう少し分かりやすくなれば、先ほどの議論がシンプルに収まるのかなあと思いました。内容についてまだ完全に理解していませんのであまり発言できませんが、この図がすべてだと理解してそう感じました。

それから、「共生」の部分で、11頁の本文では、国籍や障害についての記載があるにもかかわらず、2頁の図ではこれらの言葉が省略されているということで、誤解

を招くかもしれないと思います。一言集約なので大変だと思いますが、もう少し2頁の図に具体性を持たせれば、まずこの図を見て詳細にいけるのではないかな、と今の議論の中で思いました。

委員長：恐らく、計画は最終的に冊子になると思うのですが、それを一枚物で説明する必要があるんですね。2頁の図をもう少し修正して分かりやすいものにする必要があると思いますね。

委員：この図をきっちりしておきませんか、詳細がいろんな話に飛んでしまう気がしましたので。

委員長：「はじめに」から「第1章」「第2章」「第3章」「第4章」と全体の構成を大きく表したのが1頁の「構成(案)」で、それをもう少し詳しくしたのが2頁の図ですね。例えば「1 基礎・基本の徹底を図り、個性を伸ばす」の下に小項目がついていますが、これらは今後変わる可能性があるわけです。必ずしも固定した案ではないということです。あるいは「2 自ら学び、自ら考え、行動する力を育む」「3 豊かな人間性と社会性を育む」などの文言も十分変わり得るでしょう。ただ、第2章に基本理念があり、第3章に今後5年間に取り組むべき施策がある、とまあこれぐらいのことは、大きくこのあたりで押さえていかざるを得ないかな、と考えているのですが。

委員：章立てについては、特に異論はありません。

委員長：まず、そこは押さえますでしょうか。章立ては原案を枠組みとして考えていく。もちろん、また戻って修正ということもあり得るわけですがけれども、取りあえず議論の枠組みとしては、第1章で現状分析をして、第2章で10年間の長期的な目標、基本理念ですね。そして第3章で5年間に取り組むこと。一番具体的なことが出てくるのはこの第3章で、ここに、それぞれの方の思いや願いが込められることになろうかと思えます。事務局として、議論の考え方はこれでよろしいでしょうか。

事務局：はい。

委員長：それでは、全体の構成について、P1「構成(案)」の大きな枠組みでということを押さえたいと思います。

(2) 各章ごとの内容について

「はじめに」

委員長：それでは、各章ごとに少し具体的な御意見を頂きたいと思えます。最初の「はじめに」のところですね。資料でいいますと3頁から4頁のあたりについて、何か気になった点や御意見はあったでしょうか。策定の経緯と計画の性格ということですから、いいとは思いますが、若干気になる点は、「4. 計画で取り扱う『教育』の範囲」ですが、ここでいう教育というのは、大体こういう範囲ですよという一種の枠組みなんですけれど、広く教育委員会が所管する事業のすべてというわけにはいかないだろうと思えます。ここで捉える教育の範囲は、「家庭教育」「学校教育」「社会教育」

であると。そして「学校教育」といっても、単に小学校、中学校から大学というのではなく、生涯学習的な捉え方で教育という物を捉えたい。そういう意味でいきますと、教育委員会の権限だけでなく、ほかの行政分野の問題も、例えば少年非行の問題なども入ってくるんだということが書いてあります。

一方、文化財行政は教育委員会が所管する分野なんですけれども、文化財行政そのものをこの計画で取り上げるわけではないと。まあ、ここは、こんな形でよろしいでしょうかね。修正はもちろんしていきますけれども、「はじめに」は、こんなところでしょうか。

委員：「1. 策定の経緯」の記述は、昭和22年から始まっていますが、これはどういう意図なのでしょう。こういう書き方ですと、戦後の教育改革について、そもそも第2次大戦中に既にそういう計画があって、そういう形で進んできたという見解もあるところですし、なぜ教育基本法が改正されたのかというところから始まっていった方が、シンプルで分かりやすいのではないのでしょうか。なぜ教育基本法が改正されるに至ったのか、いわゆる1980年代から90年代の現状をどのように捉えていくのかというところから始めたらよいと思うのですが。まだ完成文章ではないと思いますが、出だしの文章ですから全体の書きようにもかかわってきます。私はちょっとなじまないという気がしました。

委員長：事務局はどう思いますか。

事務局：この計画は改正教育基本法に基づくものですので、まず、旧の教育基本法の下で行われてきた教育にいろいろ問題が出てきたということを書きますのに、教育基本法の施行が昭和22年というところから書き始めました。検討素案の意図は、そういうことですが、ここは書きぶりの話ですので、課題を挙げてきて、なぜ教育基本法が改正されたのか、という書き方にすることも可能だと思っています。

委員長：戦後教育の総決算をここでやるのは大変なことなので、そこまではちょっと書けないと思いますね。分かりました。そういう御意見があったということをお記憶しておいて頂けませんか。

委員：以前いただいた7月1日付けのこの資料は、これは国の計画ですね。この出だしは、平成18年からであって、教育基本法が改正されたことについて、年月の記載はされていません。国の計画とは別に違っていてもいいのですか。

委員長：むしろ、国の計画は、その次の「我が国の教育をめぐる現状と課題」に、明治以降の国民教育をかなり書き込んでいます。それを県の計画ではちょっと書きにくいと思いますね。

委員：先ほど委員長は、この計画に文化財行政は入らないとおっしゃいましたが、23頁の「(6) 地域の歴史文化資産に親しむ機会の充実」に、「滋賀の特性を活かした個性ある博物館運営を行う」との記述があります。これは文化財行政だと思うのですが。文化財行政といいますが広い意味があって、建造物の修理であるとか、埋蔵文化財の発掘であるとか、本来の意味の文化財行政は、計画の中に入らないにしても、建造物の修理や埋蔵文化財の発掘について、現地説明会をすることか、博物館の企画運営を

するとか、文化財を社会の人たちにどのようにPRするか、知って頂くかということも文化財行政であって、これらは計画に含まれると思いますので、誤解のないようによろしくお願いします。

委員長：そうですね。文化財が教育にどういう効果を及ぼすか、また、教育と結びついた文化財の役割などといった意味では計画に入ってくると思います。

委員：だからこそ私はこの策定委員会の委員を引き受けたのであって、その点は十分御理解頂きたいと思います。

委員長：ここには、「現場説明会を実施するなど、本県の歴史文化資産に親しむ機会を充実し、教育分野での積極的な活用を図ります」と書いてありますね。これはそのとおりだと思います。

よろしいでしょうか。それでは、「はじめに」については、文言について御意見を頂きましたので、そのあたり十分に検討させて頂きたいと思います。

「第1章」

委員長：続きまして第1章の「教育をめぐる状況」のところにまいります。「1.学校」と「2.地域・家庭」と「3.社会」という教育に関係する場の広がりによっていくつか課題を整理してあるわけですが、例えば、こういう課題が抜けているのではないかと、とか、この課題はこういう整理の仕方が良いのではないかと、とか、中身の書き方はこれから十分検討いたしますので、ここは単に項目が挙がっているだけと御理解頂きたいのですが、補足したり修正したりすべき点はございませんか。

委員：「1.学校」のところ、小学校や中学校の状況や特別支援教育については触れられていますが、高等学校について触れているのは、耐震化の問題だけのように感じます。高等学校も該当しそうな項目として「1.学力・学習状況」、「2.生徒指導上の諸問題」、「3.子どもの健康と体力」等がありますが、例えば、学力について、高等学校は、小・中学校のように適当なデータがなく分からないからそれでいいのか、生徒指導上の諸問題についても、参考資料では、高等学校の不登校児童生徒数も挙がっているようですが、高等学校についての文章記述がないのは、全国的に数字が低くて問題がないということだと理解していいのでしょうか。

委員長：学校は小・中学校だけではないと思いますが。

事務局：もちろんそうですが、現在の状況を表すのに適当なデータを探しているところでして、「1.学力・学習状況」にも「2.生徒指導上の諸問題」にも「3.子どもの健康と体力」にも高等学校の状況を書き入れたい。適当な指標が見つかるかどうかということもあって、適当なものがなければ駄目ですが、文章の記述については当然考えたいと思います。

それから、前回会議でも申し上げましたが、国の計画と違って、県の計画には大学教育は入れていません。高校までということにしています。

委員長：国の計画には、大学教育について1章分独立して整理されています。県には県立

大学がありますが、県の政策として大学教育の内容は書きにくいと思いますね。

委員：「1 学力・学習状況」の中に、OECDの学習到達度調査についての記載がありますが、OECDといいますと、別の調査で各国のGDPに占める教育投資の割合を比較したものがありません。各国平均5%ぐらいなのですが、日本は3.5%で非常に低い。国の方でも議論がありましたが、県はこのあたりどうするんですか。前回、教育予算については説明頂きましたね。

事務局：本県の一般会計予算のうち教育費は25%を占め、そのうち約92%が人件費です。

委員：昨今の教員の多忙な状況であるとか、35人学級の問題であるとか、先ほど、建物の話も出ましたけれど、基本ベースとして、財源の話は国でも地方でも目指すべき方向は同じだと思います。財政的な裏付けは、原点みたいなところがあるわけですから。

委員長：恐らく、「1 学力・学習状況」で記載されるOECDのデータは、学力の問題だけであって、経済的な事柄ではありませんが、いまおっしゃった「先進国並に公的な教育投資額をGDP比5%にする」という文言を、文部科学省は計画に書き込みたかったけれど、財務省の強い反対があって、結局書けなかったという経緯がありましたね。10頁に「5 地方自治体を取りまく状況」という項目があって、そこに地方自治体の財政的な問題には少し触れているのですが、微妙でしょうね。

委員：義務教育費の国庫負担金制度が総額裁量制になり、都道府県によっては非常に厳しくなっているところがあるんですね。財政の問題、教育投資の問題がスタートラインになるのかなという印象を持つのですが。

委員長：このことについてどのように扱うか、非常に難しいと思います。滋賀県の財政状況は、今年非常に厳しい状況だと伺っていますが。

事務局：私どもには新聞等で報道されている以上に厳しい指示が出ています。ただ、国と違いますのは、予算編成権は知事にごさいますして、教育委員会で交渉するとか、折衝するとかいう部分ではない。これが教育委員会の弱いところですが。

委員長：財政の問題を避けて通れないというのは、本当にそうだと思いますね。自治体の教育行政になりますとさらに厳しいことがあるんだろうと思いますけれど。

委員：2件確認したい点がございます。先ほどおっしゃいました高等学校の話ですが、これは、適当なデータさえあれば記載して頂けるということですね。それから、先ほど、国は大学教育を対象にしているけれど、県は高等学校までという話がありましたが、でしたらそれを、4頁「はじめに」の「4. 計画で取り扱う教育の範囲」に書き込む必要はないのでしょうか。資料の書き方ではあらゆる教育活動が入るような表現になっていますので、ここに大学教育は対象にしないという意味の記述があればよいと思います。

委員長：私の立場からしても、滋賀県はいったいどういった高等教育政策をお持ちなのかと聞きたい気持ちはあります。ただ、大学を所管しているのは知事部局なんですね。大学教育の取扱いについてうまく書き込めるでしょうか。

事務局：確かに、資料の書き方ですと、滋賀県における教育分野に関する施策をすべて対象にするような書き方になっていますので、文言は考えさせてほしい。

委員長：例えば、大学を積極的に誘致するみたいな話ですと、計画に入ってくるのでしょうか。

委員：「高等教育機関」という表現はありましたよね。（23頁「(5) 高等教育機関の充実と活用」）

事務局：大学の経営であるとか授業内容については計画の対象ではありませんが、例えば、先日膳所高校と滋賀医科大学が高大連携事業協定を締結しましたが、大学と高等学校が連携して行うようなことについては範疇に入ると考えています。書き方は考えさせていただけます。

委員長：確かに県立学校からの関係で大学について考えられることもありますし、県の地域政策みたいな話から大学について捉えることもあるでしょうね。

事務局：大学を誘致するということは、県の教育政策のひとつといえると思います。大学ができてしまうと別ということですよ。

委員：一考をお願いしたいと思います。

委員長：おっしゃることは非常によくわかります。例えば、京都や大阪だったら、大学についての政策はかなり大きな部門になると思いますね。

委員：この骨子案を見ますと、章ごとに表記の仕方が違いますので、分担されたのだなと思うのですが、第1章の「教育をめぐる状況」は、段落ごとに「 」がついていて、第3章になりますと、()囲みの番号で書かれていますので、表記を統一すべきだと思います。

また、7頁から「2. 地域・家庭」の状況がありますが、「地域」については書かれていますが、「家庭」の状況が明確ではありません。改正教育基本法第10条において、「家庭教育」について明確に示されている中で、家庭の教育力の低下がいわれられていますので、そここのところをもう少し明確に書く必要があると感じます。

委員長：それは全くおっしゃるとおりですね。

委員：「1. 学校」では、6頁に「4 特別支援教育」という項目がありますが、特別支援学校に通われている子どもさんは当然ですが、それ以外にも特別な支援を必要としている子どもさんがたくさんいらっしゃると思っています。その点も押さえるべき現状のひとつではないかと思っています。

それから、家庭の問題では、「様々な悩みやストレスを抱える子どもが増加し、」

という5頁の言葉に集約されているかとも思うのですが、虐待ですとか、公では見えないところで言葉にして書くにはものすごく厳しい現実を抱える子どもが現実にはあったりして、そのために奔走されている先生方や大人たちもたくさんいらっしゃる、でも支援が回りきらない現状が多々あるということもお聞きしていますので、そのあたり、どこに含まれたらいいのかちょっと分かりませんが、緊急の課題ではないかと思えます。

委員長：恐らく、7頁の「2 生活習慣・食生活」というのは、家庭や家族の問題の部分的な局面なんですね。それぞれ切り口が違うものが混ざっていますので、うまく整理をしてみたいと思います。

それから、番号の付け方とかの付け方は、それぞれの章が全く違う書き方になっているのは不統一で申し訳ありませんが、今は全く仮の姿でございますので、そのことも十分に配慮しながら整理をしていきたいと思えます。

時間が3時になりまして、ちょうど予定している時間の真ん中にまいりましたので、10分ぐらいどうですか、休憩しましょうか。それでは、3時10分ぐらいに再開させて頂くことにして、休憩後、今回の計画のメインになる第2章、第3章について御審議頂きたいと思えます。

委員：すみません。6頁の「4 特別支援教育」について、確固たるデータがあるわけではないのですが、特別支援教育について教員の専門性が低いというのは、体感として非常に感じるわけです。これは、私個人だけではなくて、県の特別支援学校PTA連絡協議会の中でも大変話題にのぼっています。そのことについてできれば盛り込んで頂きたい。そして専門性を高めるような研修を行って頂ければいいなと思えます。

委員長：分かりました。第1章はこれからの問題に対する枕みたいな部分ですから、現状分析は、資料があれば盛り込むことは可能だと思います。では、休憩の時間をとりますので、3時10分になりましたら再開いたします。

- 休憩 15:00 ~ 15:10 -

「第2章」

委員長：それでは10分すぎましたので、あと1時間半余り、第2章と第3章について御議論頂きたいと思えます。

先ほど、知・徳・体の「体」をもう少しうまく整理できないか、という話がありましたが、具体的にどのようにしたらよろしいでしょうか。お考えがあれば頂きたいのですが。

委員：「体力の向上と健康の保持増進」や「食育・健康教育の推進」は、体育と非常に関係があります。「豊かな人間性と社会性」にも体力は必要ですけど、これまで「知・徳・体」と大きく括られてきたと思えますし、「自然と共生する力を育む」という項目をあえて別に起こすのであれば、体育も「豊かな人間性と社会性」に入れるべきではないと思えます。特に滋賀県では子どもたちの体力が落ちているということがあって、学校の方では体力向上のために非常に努力をされていると聞いていますので、そういうことからしても、きちっと項目を起こしていただいた方がよいと思えます。

委員長：18頁の「3 豊かな人間性と社会性を育む」の「豊かな心」は徳育に対応する言葉であると思いますし、体育に対応する言葉は「健やかな体」でしょうか。例えば「健やかな体を育む」という項目を起こして、健康や食育などの問題をそこに入れるということもできますね。

委員：「4 自然と共生する力を育む」は、豊かな人間性とも関係しますが、体力とも非常に大きなかわりがございます。

委員長：13頁には、生きる力は「知・徳・体のバランスのとれた力」と書いてありまして、また生きる力を育むための視点として、「個としての人間形成」「他者との関係における人間形成」「社会の中での人間形成」「自然の中での人間形成」が書いてあります。この2つの切り口を次の第3章の項目立てにどう活かしていくかですね。第1回会議で「生きる力」とはなんだということではいろんな御意見がありました。今、日本の学校教育では、「生きる力」が大きなスローガンなのですが、「生きる力」とは何か、非常に難しいですね。事務局とも今後検討していく課題のひとつですね。他にも、気になる点、引っかかる点、物足りない点とかいろいろあると思うのですが、いかがですか。

委員：11頁の「自律」と「共生」の社会に生きる人というところで、近江の先人の「公の心」とはいったい何を指しているのでしょうか。例えば、本校にある本などでは、「公の心」というのは、儲けたらそのお金を公に投じるとのことだと書いてあったりするのですが、そうしますとここではちょっと違うなと思いますし。

委員長：僕は、どうしてここだけ具体的にいろんなことが書いてあるんだろうと思っていたのですが、これはどこかから取ってきたのですか。

事務局：この4月に教育長が就任しまして、今、教育委員会の職員の心得として、「先人の近江の心を未来につなぎます」を教育行政推進のスローガンに掲げて取り組んでいます。一部御紹介させていただきますと、中江藤樹先生の「良知」の心ですとか、雨森芳洲先生の「互いに誠を持って交わる心」ですとか、糸賀一雄先生の「この子らを世の光に」など、先人が拠り所とされた「近江の心」が、今も滋賀の地には脈々とあるはずであって、それをもう一度見直して次世代に繋げていかなければならない。こういう思いが教育長にありまして、非常に大事なことだと今回の教育振興基本計画の芯の部分に取り入れたわけです。こういう思いで、ここだけが詳しくなっておりますが、ただもう少し委員の皆さんのお知恵を伺いたいということで、空欄をつくっています。

委員長：教育長、いかがですか。

教育長：教育というのは、人と人が接することですので、心のあり方が非常に大事だろうと考えています。雨森芳洲先生、中江藤樹先生、それから社会に貢献するという近江商人の心、脈々とつながってきた自然環境を守ってきた、大切にしてきた近江人の心、そういう心が近江の人にはあるだろうという思いがありました。

委員：教育長のお話は私も良く聞いています。ただ、学校現場で子どもたちを見ますと

きに、「公の心」をそのように直さなくても、小さいレベルでいえば、社会規範やルールが守れるとか、礼節とか、昔の形のままということではありませんが、人と人の関係性の中で、大事な気持ちが込められている、滋賀県の人はこちらだと言ってもらえる、そのあたりが表されたらいいなと思って読ませて頂きました。

委員長：基本理念で「自律」と「共生」があって、それを基に「滋賀が目指す人間像」が出てきて、そこから「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」という基本目標が出てくるという筋書きで、その中で「子どもたちの『生きる力』を育む」のは、個々でやるのではなくて、家庭や社会全体を含めてみんなで支えましょうというのが14頁の「(2) 社会全体で子どもの育ちを支える」ということです。流れとしては分かるような気がしますが、具体的にここをこうした方がいいという意見はなかなか言いにくいかもしれませんね。

委員：委員長はこの流れでとおっしゃいますが、私は、「滋賀が目指す人間像」が「基本理念」より上という印象を持っています。先ほど説明していただいた時にすんなり受け入れられなかったのは、そのあたりが原因かと思います。まず、大きくあるべき姿があって、それに対して、基本理念と目標が出てくるというイメージです。

内容につきましては、「滋賀が目指す人間像」のところで、比喩的など言いますが、いろんな先人の具体例が出てくるのは、逆にいいなと感じます。それを集約した言葉に置き換えてもらって、今我々が望む人間像というのがうまく表現できれば、それで、この部分は完結かなという印象を持って聞かせて頂きました。構成については、逆ではないか、というのが率直な意見です。

委員長：どうでしょうか。これも、滋賀県基本構想の第2章に、「未来を拓く共生社会」というのがあって、「自律」と「共生」とあと「協働」が、滋賀県の基本理念であると書いてあるわけです。これが恐らくここに反映しているんだと思うのですが。

委員：上位計画だからということですね。

委員長：「自律」と「共生」を実現する人間像、という流れなんでしょうね。できあがったものをどう理屈づけるかというのが、私の視点なのですが。

委員：確かに、先に国の計画があって、県の基本構想があって、という手順からいきますと、今おっしゃっていることは理解できますが、この骨子案だけを見ますと、違和感があったということです。

委員長：まず人物像があって、その中で「自律」と「共生」というキーワードが出てくるのではないかとということですね。第2章は抽象的で、なかなか難しいですね。

「第3章」

委員長：第3章の個々の項目について、いかがですか。先ほど「体」の話もありましたし、文化財や伝統の豊かさという話もありました。原案をつくられる立場からしますと、いろんな部門からこれを書いてくれと言われて、どう整理して書くか大変だったと思います。まだ、そのあたりうまく調整できていない部分も多々ありますので、今日、

委員会でいろんな意見をいただいた上で整理をしていきたいと思います。

委員：17頁の「2 自ら学び、自ら考え、行動する力を育む」に「(1) 幼児教育の充実」という項目がありますが、生きる力を育むというのは、幼児教育から高等教育までずっとトータルで行うことですので、「1 . 子どもたちの『生きる力』を育む」に入るのはないでしょうか。別立てで幼児教育について記載されるのが、不自然だと思います。

委員長：事務局はどうですか。どういう意図で「2 自ら学び、自ら考え、行動する力を育む」に「(1) 幼児教育の充実」が入ったのでしょうか。

事務局：おっしゃるとおりでして、「1 基礎・基本の徹底を図り、個性を伸ばす」に入れるかどうか迷ったところです。ただ、幼児教育には保育所もありますので、「基礎・基本の徹底」というのはどうなのかという思いがありましたことと、自分たちで動き始めるといって「自主性の芽生え」に着眼しますと「2 自ら学び、自ら考え、行動する力を育む」かなと思いましたので、こちらに入れました。「1 基礎・基本の徹底を図り、個性を伸ばす」に分類するのがおかしいと思っているわけではなく、収めどころとして判断したものですので、御議論の中で、やはり「1 基礎・基本の徹底を図り、個性を伸ばす」の方が収まりがいいということであれば、そうかなと思うぐらいの迷い方でございます。

委員長：幼児教育の位置づけの話ですので、専門家の立場からいかがですか。

委員：幼稚園教育も「生きる力を育む」ということを出発点にしています。幼稚園では学びのスタートラインにあって、豊かに生きるために基礎・基本を大切に培っていかねばならないということです。それから、「1 基礎・基本の徹底を図り、個性を伸ばす」か「2 自ら学び、自ら考え、行動する力を育む」のどちらに入れるかというお話を聞いていて感じたのですが、主体的に取り組むとか、向かっていこう、自分の力を向かっていこうとする「自立」に向けての学びのスタートだということです。

いろいろなものにチャレンジしていったり、興味関心を持ったりということになりますと、「2 自ら学び、自ら考え、行動する力を育む」の方に入るのかなと思いますし、でも、どちらにもかかわってくるんです。「基礎・基本」にもかかわってきますのでね、今すぐにどちらとは言えないですね。

委員長：従来、幼稚園は義務教育とは別のものだということで、後ろにおかれていたましたが、昨年の学校教育法の改正によって、義務教育に準ずるものだとはっきり位置づけられ、先頭におかれることになりました。それを踏まえますと、幼児教育の位置づけは、「1 基礎・基本の徹底を図り、個性を伸ばす」かなと感じます。

委員：私は、「1 . 子どもたちの『生きる力』を育む」に位置づけなければならないと思います。教師側が、発達に必要な体験を子どもたちが主体的に体験していけるようにしなければなりません。それが、「2 自ら学び、自ら考え、行動する力」に結びつくのであって、私は、「生きる力」の人格形成の基礎ということで、こちらにもってくるのが正しいだろうと思います。

委員：「1 基礎・基本の徹底を図り、個性を伸ばす」、「2 自ら学び、自ら考え、行動する力」、「3 豊かな人間性と社会性を育む」、「4 自然と共生する力を育む」といった中項目を束ねる大項目が「1. 子どもたちの『生きる力』を育む」であるという項立てになっていますよね。つまり、「1 基礎・基本の徹底を図り、個性を伸ばす」であっても「2 自ら学び、自ら考え、行動する力」であっても「生きる力を育む」ということについての内容であると私は捉えています。では、「1 基礎・基本の徹底を図り個性を伸ばす」か「2 自ら学び、自ら考え、行動する力を育む」のどちらに入るのかを考えますと、「個性を伸ばす」は幼児教育でも当てはまるとは思います。が、「基礎・基本の徹底」は、主に学習部分のことを指すようです。幼稚園教育は「学習指導要領」ではなく「幼稚園教育要領」であるということからいっても、小学校や中学校とは違う部分があるのではないのでしょうか。「自ら学び、自ら考え」の芽の部分育てていくという意味で、こちらにおかれたのかなと思います。

委員：豊かな心情や思考力の芽生えという、人間そのものを育む豊かさということならそうでしょうか。「基礎・基本」については、いろんな体験の中で大事な「基礎・基本」を学んでいくという理解をしています。どちらにも絡んでくる難しさがあり、迷いはあります。

委員：こちらは教育観としての具体的な例ですよね。ちょっと性格が違うようですね。

委員長：そういう意味で言いますと、16頁の「(4) 教育課程の工夫と特色ある学校づくり」は、高等学校のことだけではないですよ。

委員：それは私も聞こうと思っていました。ようやくここで高等学校が出てきたのですが、わざわざ高等学校と限定して「すべての学校で、特色ある学校づくりを進め、」と書いてありますが、特色ある学校づくりは、すべての学校で行うことではないのかと思います。わざわざ高等学校に限定するのなら、どんな高等学校が特色ある学校なのか、聞いてみたいと思います。

委員長：事務局の意図はどうですか。

事務局：「教育課程」と書きましたので、高校を想定したんですけれども、委員長からもそれはおかしい、特色づくりというのは、高校だけに限ったことではないと指摘されて、弱ったなと思ったんですが、既に皆さんに資料を送った後です。ここ3、4年続けております特色ある高校づくりの事業を念頭において書かせていただきました。これが特色ある学校づくりなんです、というのは当然でございます。

委員長：読む方からしますと、具体的な県の施策とはつながりませんのでね。義務教育だから教育課程の工夫の余地がないかと言うと、今はそうでもありません。小・中学校でも地域の特色に応じて、特に総合的な学習の時間など工夫されているわけですから。教育課程と言ってしまうと狭い意味になるのかもしれない。「1 基礎・基本の徹底を図り、個性を伸ばす」に入れるなら、高校だけではないと思いますが。

委員：関連したことなのですが、高等学校だけで一人ひとりの個性や能力を伸ばすことはできません。学習における規律が小さい時から確立されていませんと、野放図な集

団になってしまうわけですし、これは幼児教育の段階からお願いしたいと思っています。

委員：保幼小中高の連携が言われる中で、責任転嫁はいけないとよく言われるんですが、子どもたちを中学校で引き受けるときに、やはり小学校でもうちょっとこれをしておいてくれたらと思ってしまいます。小学校におりましたときには、幼稚園でもうちょっとこの体験をさせておいてよ、と思うこともありました。「子どもたちの『生きる力』を育む」ために、幼児教育ではこれをするんだ、これで充実させるんだと、小学校の児童にはこれだけは確実にしておこうと、それぞれの校園に責任を課す必要があると思います。

1番の「基礎・基本の徹底を図り個性を伸ばす」というのが、前段階的な部分だとしますと、下の方の高校が出てくることに違和感を覚えます。

また、16頁に「(3) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」という項目がありますが、一人ひとりの教育的ニーズに応じているのは、通常の教科学習の中でも、一人ひとりのニーズに合わせてという表し方ができる部分もあると思います。それは、「(1) 確かな学力を育む」に戻るのかもしれませんが、「1 基礎・基本の徹底を図り、個性を伸ばす」をして、その後「2 自ら学び、自ら考え、行動する力を育む」に動いていき、それが完成されたら、「3 豊かな人間性と社会性」が身につくという、段階的にそういう流れなのかと思うと、整理がもうちょっとほしいですね。

委員：県の「学校教育の指針」には、「基礎・基本の徹底を図り、個性を伸ばす」の中に、4項目あるんです。すべての高等学校と読み損なっていますが、私たち小学校でも「教育課程の工夫と特色ある学校づくり」としているわけです。この方針に則って、これはできたと思うのですが。

それと、幼稚園教育要領を読みますと、幼稚園は「義務教育の基礎」と書いてあります。それから考えますと、「1. 基礎・基本の徹底」に入るのではないかと思います。

委員長：基礎・基本の徹底というのは、小さな子どもの時期の教育という意味ではなくて、それぞれの校種段階に応じた「基礎・基本」があるわけで、到達目標で一番基本的なところがあるはずですから、それを徹底しましょうという意図だと思います。

それから、国際教育や情報化教育は、課題としてはよく分かるのですが、どのように書いていくかですね。国際化というのは、日本の子どもたちが国際化にどう対応するのかという「(4) 国際教育の推進」と、外国人の子どもたちに対して、どういう対応、施策をするかという「(5) 外国人児童生徒への学習支援」の両方の局面の国際化があるということです。

委員：多少ばらつきがありますね。国の計画の目次を見ていただいたら、首尾一貫性を持って、ベースの教育と高等教育、あるいは国際性などもまとめてあるわけです。

委員長：確かに、国の計画は体系的にまとまっていますね。これに則りながら、滋賀県の各部局の要求を組み入れていきますと、こういう形になるのかなという気はするのですが。

委員：基本目標の「子どもたちの『生きる力』を育む」の詳細が、第3章の今議論されているところだと思うのですが、13頁の「(1) 子どもたちの『生きる力』を育む」の説明文に「幼児期から義務教育終了まで教育を通じて、」という限定があるのは？ 高校は義務教育でしたか。

委員長：ここはね、その下に「また、義務教育終了後においては、」という一段がありまして、義務教育まではこうだと、義務教育が済んだらこんな課題があるんですよと書いているんです。

委員：ここでは生涯学習も含めて、すべてを含んでいるんですね。その中の子どもたちというのであれば、それ以外の目標もしっかり設定されていませんか、つじつまが合わないような気がしたものですから。

事務局：国の計画に基づいて、義務教育終了までと、義務教育修了後で段落を分けて記載しています。義務教育修了後は「多様化する生徒の実情を踏まえつつ、」ということで、高等学校を想定して書いたつもりです。

委員：取り組むべきテーマが1、2、3と分かれている中で、1は義務教育をベースにして考えましょう、ということではありませんか。

事務局：いいえ、そうではありません。すべての項目が各段階にかかわります。

委員：例えば、年齢を縦軸にして、それに対して、「知・徳・体」的なものを横軸にして、まとまった項目ごとに、この項目について比較的重点を置くのは、義務教育の段階ですよとか、また、次の項目については、少しずつこの時期に重点を置くものですよとか、ダブる部分が多くなるかもしれませんが、そういうロジカルな表があると分かりやすくなるのかなと思います。

事務局：「知・徳・体」や「生きる力」の視点で項目をつくって、現在ある具体的な施策の仕分けができると非常に分かりやすかったのですが、それがしにくいといえますか。

委員：マトリックス的な感じがしますよね。

事務局：実を言いますと、現在既に進めている施策をどこに貼り付けてくるかということも考えながら作業をしました。途中までは上から考えられるのですが、途中からは下から施策をくっつけなければならないということもありまして、こういう区分けの方が分かりやすいかなということです。

委員長：日常的に施策の現場におられる方と、突然この資料を見ているだけの者との意識の違いがどうしてもありますので、ピンとこない部分があるのは避けられないですね。

ただ、基本計画を策定する以上は、計画が今ある様々な施策を推進する力にならないと意味がありませんので、今行われている施策と全く乖離してしまっても困るのは確かだと思います。そのあたりうまくバランスをとりながら、体系的にもきちんと絵を描いているし、そこにうまく現実がはまっているということが、どうやったらできるのかなと思っているのですが。

委員：義務教育終了までと義務教育終了後と、従来の上下の部分だけで文言が出てくるのですが、今回の幼稚園教育要領の改訂でも、ベースは大きく変わっておりません。幼児期には思いっきり遊んでそこから学び、または生活そのものが学びと考えていますので、すべてにかかわることなのに、幼児教育という文言で分類することに引っかかりがあるのだと思います。それが「(4) 教育課程の工夫と特色ある学校づくり」の高等学校だけという引っかかりにもなるのだと思います。幼稚園的に言えば、生活そのものが学びの連続性であったり、体験から基本の学びをしていったり、となっていて、そういう意味かなとお話を聞きながら感じています。

委員：新学習指導要領の中に、「幼小の教育課程の基本による小一プログラムへの対応」と書いてあるのですが、小一プログラムに対しては、どこで対応してくれるのですか。先ほど、学習のための規律を幼少期から身に付けさせてほしいとおっしゃいましたが、全く同意見です。一番大事な幼少期に、規律・規範というもののベースをしていかないと、大きくなってから規律を言っても、入らないと思います。特に、反抗期になりますと、いくら規律と言ってもなかなか規範意識なんかは入っていきません。小一プログラムは本当にむちゃくちゃしくて、授業が成り立たない、子どもが歩き回る、それに対する指導を幼稚園の段階でなぜもっとしてくれないのか、という声を現場の先生方から実際に聞きました。そのあたりについては、どうお考えですか。

委員：このたびの幼稚園教育要領改訂によって、いままでの「道徳性の芽生え」という言葉がかなり「規範」という言葉に代わっています。子どもたちは3歳なり4歳なりで幼稚園という身近な集団に入ってきて、生活や環境が変わり、その時「トラブルからの学び」と言っていますが、そこで学びが生じるんです。何を学び込んでいくかは個人差があって、発達に応じた指導が位置づけられています。規範であったり、学びであったりというのが全くないのではなく、多くの体験を積み上げていく中で、「人に迷惑をかけてはいけない」とか、自分がどのように対応しなければならないかということを生かすものから学んでいて、子どもたちは幼稚園生活の中でそういう場面にたくさん出会っています。幼稚園は教育のベースの場ですので、社会性の学びへと繋げることを意識しながら、むしろ、体験からの学びという面では、子どもたちはいっぱい体験しています。

委員：小一プログラムに対しては、幼小交流といって、私の学校は小さいところですが、授業参観や先生方の交流や研究活動などを行っています。県の施策にも小中連携がありますが、幼稚園教育を小学校に引き継いで、子どもたちがスムーズに小学校に行けるように、それぞれの学校・幼稚園で取り組んでいます。どちらが対応するというのではなく、つながりがなければ駄目ですよ。

委員長：そろそろ時間が迫っているのですが、あまり御意見をいただいていない部分、例えば、20頁の「5 信頼される学校をつくる」ですとか、21頁の「6 教育力を高める」ですとか、ここまでは、大項目「1. 子どもたちの『生きる力』を育む」の中の項目ですね。さらに、22頁の「2. 社会全体で子どもの育ちを支える」、23頁の「3. 生涯学習社会づくり」、そのあたりについて何かお気づきの点はございませんか。

委員：20頁の「5 信頼される学校をつくる」に、「学校運営の改善に取り組みます。」とありますが、学校運営のマネジメントや学校の品質管理については、今後5年、小学校、中学校あたりでもさらに鮮明に出てくるのではないかという思いが強いですね。そのあたりの方向性は出した方がいいのではないのでしょうか。

委員長：このことについて、学校の先生方はいかがでしょうか。マネジメントとか、アドミニストレーションといわれますが、校長をしておられる先生方は、今一番悩んでおられるところではないのでしょうか。「5 信頼される学校をつくる」の中に、そのような概念を入れることについていかがですか。ここにある「(2) 安全・安心な学校をつくる」もそのひとつですよ。21頁の「6 教育力を高める」は、教員の問題についてですが、最近、教員の中でうつ病になって、病気休暇を取られる方もどんどん増えていますので、そのことへの対応も必要ではないかということですよ。5と6は、学校に焦点を当てたような項目だと思うのですが。

委員：「6 教育力を高める」の「教育力」は「教師力」の方がいいと思うのですが。小項目を見ますと、すべて教師の力を高めましょうということになっていますし、「教育力」だと概念が広がりますので、「教師力」の方がいいと思います。もう一つ、「(2) 人事評価制度の導入」のところで、「教職員の意欲の向上に結びつける」と書いてありますが、県の方で、人事評価制度は「資質向上と学校改善」と説明されていて、私たちも、自分たちの力を高めるために人事評価制度はあるんだと説明していますので、意欲とはちょっと違うと思いますね。

委員：私も、「教師力を高める」の方が合っていると思います。あと、教職員の健康管理についてですが、保護者の立場から言いますと、例えば、買い物をしている時に、ずっと休んでいる先生が元気そうに買い物をされているのを見たりすることがあって、子どもが「何であの先生休んでいるの」と不思議がります。どうしてこの先生は長く休んでいるのかということについて何の説明のありませんので、これからはそういったことを公表していった方がいいと思います。

委員長：これは、教職員課の問題ではないかと思いますが。ここで、どういう表現をするかはもうちょっと考えなくてはいいですね。「(2) 人事評価制度の導入」についても、処遇に反映するような評価ということを書いたら終わってしまいますから。

委員：「適性に評価し」と書いてありますが、評価なされるのは学校長ですよ。

委員長：これは今評価制度を教育委員会の中でつくっているところで、今、どういう段階ですか。

事務局：試行です。

委員長：いろんな人が評価します。教頭が評価したり、校長が評価したり、かなり複雑です。

委員：校長が人事評価をするということになって、校長先生が御出勤なさるときには、みんなが早めに出勤して、赤絨毯を敷いて出迎えるようなことがあったと、実際にあ

った話ということで聞きました。本当なんです。そういうことまでいなくても、すごく頑張っている先生で、うつ病になったり、体をこわしたりしている先生は本当に多いです。逆に頑張っていない先生の方が元気に学校に行っているということもあります。評価する人によって、変わってくるのではないかと思います。必ずしも、意欲の向上に結びつくとは、限らないのではないのでしょうか。

委員長：なぜ評価をするかと言いますと、意欲を高めるだけではなくて、自らの力の再確認であったり、自分の力を上げたりするためにやるのだと。それが評価の原則だと思いますけれどね。本当にうまくいく制度をどうやって作るかということで、今、いろいろとやっておられるのだと思います。

委員：先ほどの「教育力」か「教師力」かというところなのですが、教科を教えている先生方の質の向上も必要ですが、スクールカウンセラーや保健室の先生なども含めているなかかわりが充実して、学校全体が、教師全体がチームとして子どもたちを育てていくということを考えると、全体の力でということがあると思うんです。

委員長：おっしゃっているスクールカウンセラーは、子どもに対するカウンセラーということですか。

委員：そう考えて話していますが、先生方にカウンセラーが必要ならそれもあるかもしれないと思います。中学校にカウンセラーが来て頂けるという制度もありますし。

委員：「教育力を高める」は、学校全体の教育力を高めることだとおっしゃっているのだと思います。個々の教師の力だけではなく、学校全体の教育力、そしてそれが県全体の教育力ということだと思いますので、私は、これは「教育力」だと思います。個々の教師の力は、その中の一部だと思っています。

ただ、これは私の持論ですが、「(3) 優秀な人材の確保」について、滋賀の教師塾に集まってくる人だけを対象にしていたのでは、優秀な人材は確保できないと思います。教員を志していない人たちに、いかに志してもらうか、そのためにどういう方法があるのかということを考えていかなければなりません。私が担任をしてきた子どもたちを見ましても、どれだけの子どもが教員になってくれたか。なってくれるといいなと思う子でなってくれたのは、実はあまりいなくて、がっかりすることがあります。

教育で力を発揮してほしい人材を探し出す努力は、あらゆる場面を通じて必要であって、これは教職員課だけの問題ではありません。我々もやっていかなくてはならないと思っています。滋賀の教師塾だけでいいとは思っていません。

委員長：「滋賀の教師塾」は滋賀県の大きな施策のひとつなのでここに言葉として入っているのだと思うのですが、これだけで優秀な人材が確保できるという単純なものではないというのは、おっしゃるとおりです。教員には養成、採用、研修といくつかの段階があって、それぞれにきちんとした施策が必要ですね。そのあたりを文言として書く場合は、そういう書き方は必要でしょうね。採用は今大分の問題があるので大変難しいのですが、採用と研修は、県の教育行政の大きな事業ですから、どうするかということですね。

委員：これは私しか言う者がいませんので申し上げますが、20頁の「(6) 私立学校への支援の充実」についてです。最近、大阪府などで私立学校に対する経常費助成が減らされています。また、「保護者負担の軽減」で言いますと、数字が間違っていたら申し訳ありませんが、以前は私立学校へ進学した高等学校の生徒に対して、4万4千円ぐらいの保護者への補助があったと思うんですね。今は減らされまして、今年度ですと、生活保護あるいは非課税世帯や年収200万円以下の世帯などへの補助になっています。県財政の厳しさ、全国的にも地方公共団体における財政の苦しさはあるかと思いますが、私学に対する助成がどんどん減らされています。私は「保護者負担の軽減や学校運営の支援」と書いてあるのをはつきりと「私学助成の充実」と書いて頂きたいと思います。

これも間違っていたらお許し頂きたいのですが、県立高校の生徒に対して、一人当たりにかかる費用は約90万円程度ではなかったかと思います。それに対しまして滋賀県から私立学校にいただいている助成は、今年一人当たり31万5千円です。私立学校に通う子どもは3分の1程度で済むわけですね。どちらにしましても、県内私学に対して非常に厳しい査定をされています。「(6) 私立学校への支援の充実」は、「私学助成の充実」と書いていただいた方がありがたい。

委員：御意見は良く理解できるのですが、県立学校の生徒には一人当たり91万円ほどかかると言いましても、そこから授業料を差し引くとどうなるのか。親御さんが負担しておられる授業料はいくらで、トータルしたらどうなるかと言いますと、生徒が一人当たりの費用は、県立と私立のどちらが多いのか少ないのか。個々の学校の経営状況によっても違うと思いますが、県立学校が恵まれた状況にあるとは思えない数字は、単純に計算したら出てくるはずですよ。決して「私学助成の充実」について反対しているわけではありませんが、県立高校のことを言われますと…。この前、県が出されたデータを見ましても、不自然な感じがします。

委員長：ここで、県立学校と私立学校のことを言うわけではありませんのでね。

委員：教師の資質という話がありましたが、最近の様子を見ていますと、今の親をどう教育するかが大きいと思います。夏休みに学童保育をしていますと、5時に迎えに来いと言っているのに、5時半、6時になっても迎えに来ません。何をしているのかと言いますと家で遊んでいるのです。子どもの教育もさることながら、そんな親の教育をどうするか、家庭教育とか書いてありますが、このあたりをもっと考えていかないことには、今の教育は難しいと思います。社会みんなで育てましょう、と書いたり言ったりは簡単にできますが、いざ今の親をどう教育するかと言いますと、具体策がありません。PTA活動を活発化すると言っても、親が乗ってきませんしなかなかうまくいきません。

「生きる力」については、「自ら学び、自ら考え、」という言葉が残っていますが、この言葉が邪魔しているような気がしてなりません。先生方もどのように理解しているのでしょうか。現行の学習指導要領の理念がなぜ定着しなかったかと言いますと、「子どもの自主性を尊重する余り、教師が指導を躊躇する状況があったのではないかと中央教育審議会でも指摘されています。まさにそこだろうと思いますね。「生きる力」がみんなのものになって、うまく育てていくことができなかつた大きな原因は、そこではないかと思います。

また、規範意識をどのように培っていくのか、最低限の規範意識と書いてあります

が、どこを最低限とするのか、これも難しいことです。道徳教育で規範意識を育むとは書いてありますが、個々には規範意識とはあまり書いていなくて、果たしてこれで良いのかということも考えなければなりません。少年法が変わって警察の処罰が早くなりましたので、子どもはそれを感知して、悪いことをすることが減ってきたということもあります。

そして、自然体験が大切ということで、その中に「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」についての記述があるのですが、なぜ荒神山（少年自然の家）について書かないのですか。私は近くなのでよく利用しますよ。自然を体験する場所は必要だと思います。

もう1点、心の教育について、豊郷中学校の向かいには伊藤忠商事の伊藤忠兵衛さんの生家がありますが、このような地域の先人を顕彰することも必要だと思います。

委員長：基本理念の「自律」のところ、**「自ら高い規範を持ち、」**と記述されています。

「ジリツ」と言いますと**「自ら立つ」**の**「自立」**をすぐに思い浮かべますが、これは**「自ら律する」**の方の**「自律」**なんですね。スローガンとしては、**「自律」**した人間がいて、かつそれが**「共生」**してひとつの社会をつくりましょうということで、整合性はありますが、これを具体的にどう施策にするかはなかなか難しいと思います。

家庭や親の話では、文言だけとおっしゃるかもしれませんが、22頁の**「2．社会全体で子どもの育ちを支える」**に、**「(3) 家庭教育や子育てをみんなで応援する社会づくり」**という項目があって、子どもだけが育つのではなくて、地域や家庭全体が育っていくんだという方向を持たせるといふうに一応なっています。

最後に、**「3．生涯学習社会づくり」**では、**「(2) 社会の課題についての県民意識の醸成」**や**「(3) 地域共生のしくみづくり」**などが書いてありますが、このあたりについてはいかがですか。

委員：**「2．社会全体で子どもの育ちを支える」**に関連して、現在は、障害のある子どもたちを家庭だけで支えているという状況だと思います。子どもたちの育ちを支えるために、地域ではいろんな取組がされるのですが、その中に障害のある子どもたちが含まれていないのが現状です。地域の取組に障害のある子どもたちを含めて考えるようにしていかないと、障害のある子どもたちを、今後も家庭だけで支えていくことになってしまいます。障害のある子どもがいる家庭を、地域として支えるしくみになっていないと強く感じています。

例えば、ボランティアの人をお願いして、地域で通学合宿をされているところがあると思うのですが、そこに障害のある子どもが組み込まれているのでしょうか。特別支援学級の子どものについては、組み込まれている可能性が高いのですが、特別支援学校に行っている子どもに対しては、県立の学校という区分けができてしまっています。県立の学校に行っても地域の子どものんだという意識が、地域に果たしてどれだけあるのでしょうか。そういう意識があれば、障害のある人が18歳以降に地域で生きていくときも、地域に支えになってもらえるのではないのでしょうか。そのためにも、幼少期から地域の子どものための取組がなされてほしいと思います。では、それを具体的にどう書いていけばいいのかと言いますと、案として持ち合わせていませんが、そういう思いを言葉で表してほしいと、強く願っています。

委員：そのとおりだと思います。

委員長：意見を書いて頂くシートを配っています。1枚しかお渡ししていませんが、これをコピーして何枚でも結構ですので、この部分はこのように書いた方がいいとか、こういう項目を是非付け加えてほしいとか、FAXで頂きたいと思います。この様式にかかわらず、電子メールでも結構です。今すぐには思いつかなくても、こういう表現を是非入れてほしいということをお示し頂きたいと思います。

本日かなり御意見を頂きましたので、どう集約するか難しい作業になると思いますが、9月に第3回会議をすることになっていきますので、いただいた意見をもう一度集約しながら整理し直して、皆さんにお返しをしたりしながら、第3回会議では具体的な原案をつくっていきたくて考えています。

他にいかがですか。

委員：前回の話の続きになるのですが、21頁の「(1) 教師の実践力の向上」に関連して、研修はして頂きたいと思っているんです。専門性を持って頂くために研修は是非行って頂きたいのですが、前回言いたかったのは、研修の時期についてなんです。学年の最初で、子どもの顔と名前を覚えて学級づくりしていかなければならない4～5月の時期に、どうしても研修しなければならないのでしょうか、という問題意識から申し上げました。前回誤解があったようですので、誤解を解いておきたいと思いません。

委員長：初任者研修についてですね。他にいかがですか。あと第4章があるのですが、第4章までは提起できておりませんので、3章までの部分で御意見いただいているわけですが。

委員：教育委員会には予算編成権がないということもありますが、今後5年間の目標ということで、いつまでにどのような方法でどのような状態にするのか、できるだけ書ける限りで入れていただいた方がよいと思います。どうも絵に描いた餅になりそうな気がしないでもありません。これはお願いでございます。

それからもうひとつ、家庭の教育力について先ほどから言われていますが、私も全く同感です。学校教育の範疇を超えているような問題が出てきて、先生方が倒れているという現実もあります。家庭がどこまでの役割を担って、どこまで責任を果たすのかということ、計画の中にはっきり謳わなければ進まないと思っていまして、その点について、計画に示していける方がいいと思います。

難しいのですが、そこを放っておきますと、いつまで経っても改善されません。私たちの課題でもあり、しなければならない大きな目標だと思っています。

委員長：家庭に問題があるということについては、どなたも御異議がないと思いますが、それをどうするかという、学校がそれをやれと言われたって、学校の先生にはとてもそんなことはできません。とって、地域社会の中で、町内会、自治会が崩壊している中で、あるいはPTAが親の教育をやりなさいと言われてもできませんよね。

委員：「学校と家庭と地域の連携」と言っていますが、それぞれが頑張っ頂きつつ、それぞれをつなぐシステムが必要だと思えますね。特別支援学校についての意見もそうだったと思えますし、「共生」という観点もそうだと思います。

以前はつなぐ人が自然にいたのですが、今は、主任児童委員とか民生委員とかにお願いしてやっていただいている、すべて無償、ボランティアでということになってい

ますので、そういうことを考えられないかなと思っています。

委員：今、親が、という話が出ていますが、親世代を教育してきたのは我々で、そこは反省しなければなりません。なぜそうなったのかということをお反省しませんと、誰が教育するのかということになります。何とかできないかとは思っています。

委員長：連携と言うか連帯と言うか、それを含んだ共生社会ということですね。今、行政全般の課題ですよ。地域の連携といっても、隣に住んでいる人も知らないという時代ですからね。愚痴を言っても仕方ありませんが。そういう根本的な問題に対して、何か提言して、さらに5年間でどこまで行くというきちんとした目標設定がね、できるかどうか、非常に大きな問題でして、特に教育投資については、文部科学省でも盛り込みたかったけれど結局盛り込めなかったということがありましたし、ましてや、県の場合は...。教育委員会としてどういう方針で臨まれるかということをお明らかにする必要はあるかもしれませんね。

ありがとうございました。予定していた時間がまいりましたけれども、何となく煮詰まらないような議論ばかりで申し訳ありません。取りまとめ方も非常に難しいなと思っているのですが、今日は貴重な意見をたくさん頂きましたので、さらに形を整えていくように作業を進めたいと思っています。

3 事務局連絡

事務局：ありがとうございました。今後、お手元にございます意見書を、どのような様式でも結構ですので、頂きたいと思えます。

第3回会議は、既にお伝えしていると思えますが、9月11日を予定しています。

第4回会議の開催日については、日程連絡票をお渡ししていますので、御都合について御連絡頂きたいと思えます。

それでは、終わりにあたりまして、教育長からひとことごあいさつ申し上げます。

教育長：前回に続きまして、今回も非常に熱心に御議論頂き、ありがとうございました。この教育振興基本計画には、2つの面があるかと思えます。ひとつは、教育行政の方針を定め、5年間に実施する諸施策の根拠となる、非常に大切なものであるということと、もう一つの面は、本県の教育行政のあり方、全体像を県民の皆さんにお知らせして、教育についての理解を深めていくものであるということです。

これまで、人びとが思いやプラスの意識を集中させますと、その中心となる場所や物は、どんどん良くなっていきました。家事を楽にしようと思うと洗濯機や電気釜、冷蔵庫、掃除機が発明され、暮らしがどんどん良くなっていったものです。

同じように、多くの人に教育に対しての関心を持って頂くことで、教育がさらに良くなっていくだろうと思えます。そのために非常に大事な計画だと思えます。

教育分野の諸施策を体系的に構築していくものですが、豊かな自然環境や先人の教えなど、教育には地域の力が非常に大きく、そういった滋賀県らしさを皆さんのお知恵で出して頂きますと非常にありがたいと思えます。今後、よろしく御協力のほどお願い申し上げたいと思えます。ありがとうございました。

委員長：それでは、本日の会議はこれで修了させていただきます、長時間に渡りまして、お疲

れ様でした。どうぞお気を付けてお帰りください。

閉 会